

広島市告示第 58 号  
令和 4 年 2 月 10 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 福屋八丁堀本店

(2) 所在地 広島市中区胡町 6 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社福屋

代表取締役 大下 洋嗣

広島市中区胡町 6 番 2 6 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗敷地外北東 立体駐車場	148 台
店舗敷地外北 機械式駐車場	64 台
店舗敷地外南西 機械式駐車場	30 台
合計	242 台

(変更後)

位置	収容台数
店舗敷地外北東 立体駐車場	178 台
店舗敷地外北 機械式駐車場	64 台
合計	242 台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗敷地外北東 立体駐車場	午前9時30分～午後8時30分 但し、年間20日に限り午後10時00分
店舗敷地外北 機械式駐車場	
店舗敷地外南西 機械式駐車場	

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗敷地外北東 立体駐車場	午前9時30分～午後8時30分 但し、年間20日に限り午後10時00分
店舗敷地外北 機械式駐車場	

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数
店舗敷地外北東 立体駐車場	1箇所
店舗敷地外北 機械式駐車場	1箇所
店舗敷地外南西 機械式駐車場	1箇所
合計	3箇所

(変更後)

駐車場	出入口の数
店舗敷地外北東 立体駐車場	1箇所
店舗敷地外北 機械式駐車場	1箇所
合計	2箇所

4 変更年月日

平成25年6月1日

5 届出年月日

令和4年2月7日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年2月10日から同年6月10日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年6月10日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課